

第三十九号議案

新川環境創生事業基金条例

右の議案を提出する。

平成二十二年九月二十七日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

新川環境創生事業基金条例

（設置）

第一条 江戸の時代に、塩の道として重要な水運の役割を果たした新川に、江戸情緒あふれる川辺の創生を図るため、新川の環境整備に賛同する個人、法人その他団体からの寄附金を基に、新川環境創生事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金に属する財産）

第二条 基金に属する財産は、前条の設置目的のための寄附金等をもって充てる。

（基金の管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（収益）

第四条 基金の運用から生じる収益は、第一条に定める設置目的の経費に充てるものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条に定める設置目的のために必要な場合は、その全部又は

一部を処分することができる。

（委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

新川環境創生事業基金の設置及び管理について定める必要があるので、本案を提出いたします。